

「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画 2030」 策定の方向性について

1 計画策定の目的

板橋区は、自殺対策を推進するための個別計画として、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「いのちを支える地域づくり計画 2025 板橋区自殺予防対策」(以下「いのちの計画 2025」という)を策定し、自殺対策に取り組んでおります。

自殺対策基本法第13条第2項において、「市町村は、地域の実情等を勘案して自殺対策についての計画を定めるものとする」とされており、いのちの計画 2025 は、この規定に該当するものであります。

2 計画策定の背景及び方向性

(1) 背景

平成10(1998)年以降、経済・生活問題、社会的孤立等の影響から、国内の年間自殺者数が3万人を超える状態が続いていましたが、令和5(2023)年は21,837人¹となり、長い期間で見ると減少傾向にあります。

一方、全国の小中高生の自殺者数は、令和4(2022)年に514人で過去最多となり、また、翌年には513人で高い水準が続いております。平成25(2013)年の320人と比べて、10年間で約1.6倍に上昇する等、自殺者数が増加傾向にあります。

これを受け、国は令和5(2023)年に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめる等、自殺対策を緊急的かつより強力に推進すべく取り組んでおります。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があると言われております。また、自殺は人が自ら命を絶つ「瞬間的な行為」としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる「プロセス」として捉える必要があると言われております。

(2) 方向性

①自殺対策を推進するうえでは、自殺の要因を見極めるとともに、関係部署との包括的な連携により事業効果を高める等、多面的・多角的な視点で自殺対策に取り組みます。特に、子どもの自殺対策について教育部門との連携を深め、板橋区の資源を活かした施策展開を目指します。

②自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、自殺の原因・動機には健康問題が大きく影響しております。健康²には、食事・睡眠・こころ等幅広い要素が関連しており、健康を保つためには日頃から健康づくりに取り組むことが重要です。

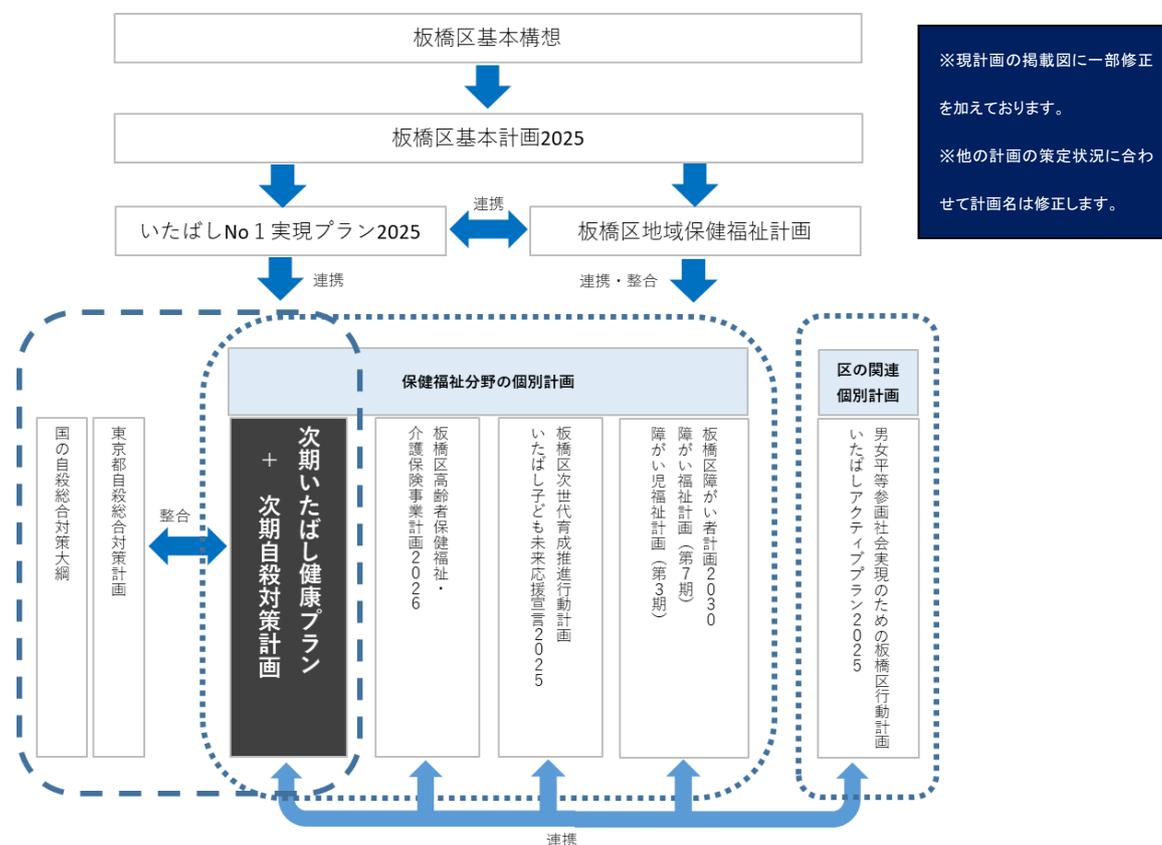
¹ 警察庁の「自殺統計」に基づき、人数には外国人を含む。

² 世界保健機関憲章では、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」とされている。

いたばし健康プランは、区民の健康寿命の延伸をめざし、区民、地域、行政が一体となって行う「健康づくり運動」の目標や方向性を定めるものであること、また令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「いたばし健康プラン後期行動計画2022〈追補版〉」では、新たに追加された26事業の1つに自殺対策事業³が含まれる等、健康づくりと自殺対策は関連する内容であります。以上のことから、次期自殺対策計画策定にあたっては、新たに「いたばし健康プランを構成する項目の1つ」として一体的に策定することで、より効果的な自殺対策の推進を目指します。

2 計画の位置づけ

計画策定にあたっては、板橋区基本構想などの上位計画⁴、保健福祉分野の個別計画⁵やその他関連個別計画との連携を図るほか、国の大綱、東京都の計画等との整合を図ります。



³ 自殺対策における地域連携体制の整備（協議会を中心としたネットワークの構築）

⁴

○板橋区基本構想：板橋区の将来の望ましいまちの姿を示す、区政の長期的指針

○板橋区基本計画：板橋区基本構想の実現に向けて、区政を総合的・計画的に推進していく方向性と目標を示した施策体系

○いたばしNo.1 実現プラン：板橋区基本計画の施策を着実に推進していくためのアクションプログラム

○板橋区地域保健福祉計画：社会福祉法第107条第1項に規定された市町村地域福祉計画。

⁵

○いたばし健康プラン：健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画

3 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年から令和 12（2030）年までの 5 か年とする予定です。
 なお、計画期間内においても社会状況の変化等を勘案し、適宜見直しを行います。

年度	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030
国	改正自殺対策基本法									
	第 3 次自殺総合対策大綱		第 4 次自殺総合対策大綱				(次期) 自殺総合対策大綱			
都	東京都自殺総合対策計画		東京都自殺総合対策計画				(次期) 東京都自殺総合対策計画			
区	板橋区基本構想					(次期) 板橋区基本構想				
	板橋区基本計画 2025					(次期) 板橋区基本計画				
	いたばし No 1 実現プラン 2025					(次期) いたばし No 1 実現プラン				
	地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025 (板橋区地域保健福祉計画)					(次期) 板橋区地域保健福祉計画				
	いたばし健康プラン					(次期) いたばし健康プラン +				
	板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022		いのちを支える地域づくり計画 2025 板橋区自殺予防対策			(次期) 板橋区自殺対策計画				

4 検討体制

(1) 庁内検討組織

課長級で構成する「板橋区自殺対策計画推進本部幹事会」において検討を進め、
 区長を本部長とする「板橋区自殺対策計画推進本部」（庁議）にて決定します。

(2) 外部検討組織

学識経験者や外部委員等により構成する「板橋区こころといのちの連絡協議会」
 において意見聴取し、計画に反映します。

